○農林水産省告示第千九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県加茂郡東白川村越原字上高籏四七六の一、四七六の六、四七六の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県中津川市川上字丸野一〇五六の四二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県恵那市串原字南山五四〇二の一の一の一（次の図に示す部分に限る。）、字白張二四七三の一、二四七三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白張二四七三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県加茂郡東白川村五加字木曽渡裏二三の一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県揖斐郡池田町藤代字大谷山一〇四六の一から一〇四六の五まで、一〇四六の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県郡山市田村町田母神字富永前四〇の七（国有林）、四〇の五、田村町下道渡字南作一五五、一五六の二、田村町栃本字龍ケ馬場三七四の一、中田町高倉字古御舘一六九の四、安積町成田字西島坂三五、三六、逢瀬町多田野字草倉沢一の一、一二の二、一三の二、一四の一、二一の一、二三の一、二六の一、二七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県東近江市君ケ畑町字一ノ谷口上平二四から二九まで、字トロボラ一四六の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）